○津山圏域衛生処理組合職員の給与に関する条例

昭和４８年４月１日

津山圏域衛生処理組合条例第６号

改正　平成１５年３月３１日条例第３号

（目的）

第１条　この条例は，地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第６項の規定に基づき，津山圏域衛生処理組合職員定数条例第２条に定める職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第２条　職員の給与は，給料及び手当とする。

２　手当の種類は，扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・宿日直手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・管理職手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当及び退職手当とする。

（準用）

第３条　職員の給料及び手当の額並びに支給方法等については，津山市職員の給与に関する条例（昭和２７年津山市条例第１３号），津山市職員の給与支給規則（昭和２７年津山市規則第５号），技能労務職員の給与に関する規程（昭和３９年津山市告示第４５号），津山市職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則（昭和３２年津山市規則第２９号），住居手当に関する規則（昭和４９年津山市規則第４１号），通勤手当に関する規則（昭和３４年津山市規則第１号），津山市職員管理職手当支給規則（昭和３７年津山市規則第１５号），津山市職員特殊勤務手当支給条例（平成１４年津山市条例第９号），津山市職員特殊勤務手当支給条例施行規則（平成１４年津山市規則第５号），期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和３９年津山市規則第４号），寒冷地手当に関する規則（昭和４４年津山市規則第４号），津山市職員退職手当支給条例（昭和３３年津山市条例第６号），津山市職員退職手当支給条例施行規則（平成１４年津山市規則第２８号），津山市職員退職手当特別措置に関する条例（昭和４０年津山市条例第３９号）をそれぞれ準用する。この場合において，これらの条例並びに規則中「市長」とあるのは「管理者」と読みかえる。

付　　則

この条例は，公布の日から施行する。

付　　則（平成１５年３月３１日条例第３号）

この条例は，公布の日から施行し，平成１４年４月１日から適用する。